

都市計画区域マスタープランの構成の見直し

都市計画区域マスタープランの構成の見直し

- これまでの本県の都市計画区域マスタープランでは、全県共通として、県全体の都市計画に関する現状・課題や都市づくりの基本理念を示し、それにそれぞれの地域（都市計画区域マスタープランの策定単位）における都市計画の目標や区域区分の決定の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針といった都市計画法で規定されている都市計画区域マスタープランで定める事項がぶら下がる二段構成となっていたが、令和7年度の見直しにおいては、県全体の都市計画における方向性や考え方を示した「（仮称）ひょうごの都市計画ビジョン」（任意計画）を新たに作成し、これに即した形で、各都市計画区域マスタープラン（法定計画）を作成するものとする。

現行（～R7年度）

都市計画区域マスタープラン【法定計画】

全県共通

第1 基本的事項

(1) 役割 (2) 対象区域 (3) 目標年次

第2 都市計画の目標

(1) 都市計画の基本的な視点 (2) 都市計画に関する現状と課題 (3) 都市づくりの基本理念



地域ごと

第3 各地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標 法

(1) 地域の概況 (2) 将来の都市像

2 区域区分の決定の有無及び方針 法

(1) 区域区分の決定の有無 (2) 区域区分の方針

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 地域連携型都市構造化に関する方針
 (2) 土地利用に関する方針 法 (3) 都市施設に関する方針 法
 (4) 市街地整備に関する方針 法 (5) 防災に関する方針
 (6) 景観形成に関する方針 (7) 地域の活性化に関する方針

法 都市計画法で規定されている区域マスで定める事項

（仮称）ひょうごの都市計画ビジョン【任意計画】

新

1 役割と位置付け 2 都市計画の基本的な視点 3 都市計画に関する現状と課題 4 目指すべき都市づくりの方向性

見直し後（R8年度～）

都市計画区域マスタープラン【法定計画】

1 基本的事項 (1) 役割 (2) 対象区域 (3) 目標年次

2 都市計画の目標 法

(1) 地域の概況 (2) 将来の都市像

3 区域区分の決定の有無及び方針 法

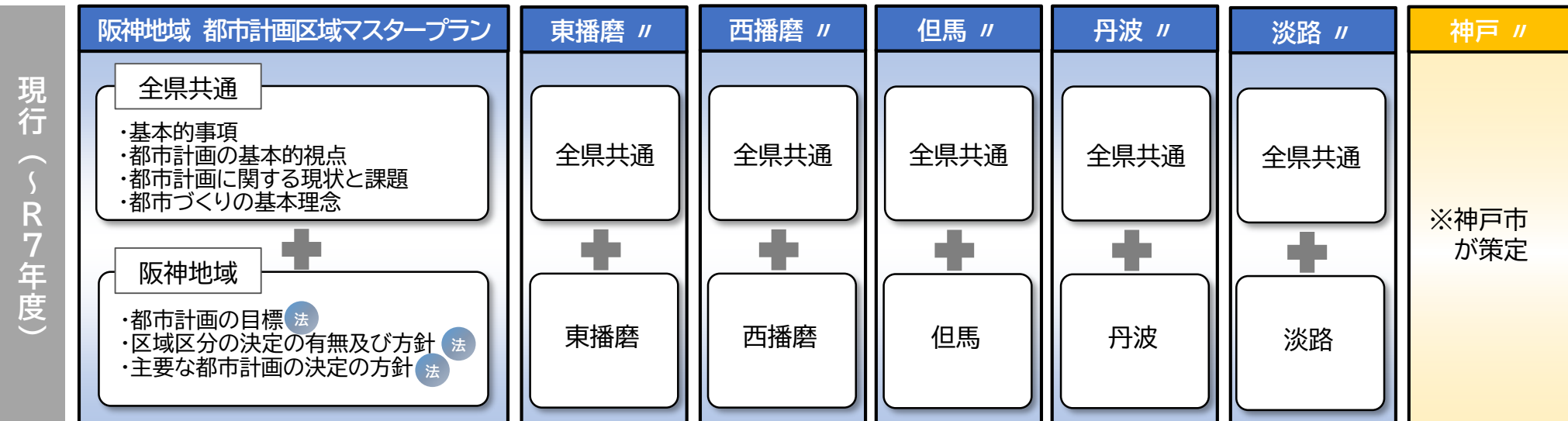
(1) 区域区分の決定の有無 (2) 区域区分の方針

4 主要な都市計画の決定の方針

(1) 地域連携型都市構造化に関する方針
 (2) 土地利用に関する方針 法 (3) 都市施設に関する方針 法
 (4) 市街地整備に関する方針 法 (5) 防災に関する方針
 (6) 景観形成に関する方針 (7) 地域の活性化に関する方針

都市計画区域マスタープランの構成の見直し

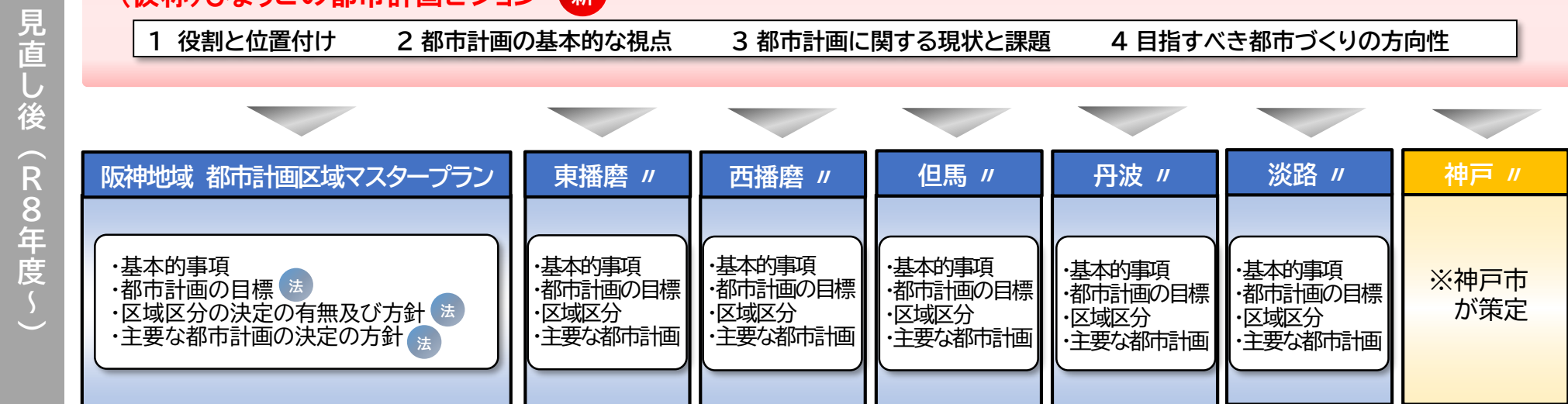
■全体構成の見直し



法 都市計画法で規定されている区域マスで定める事項

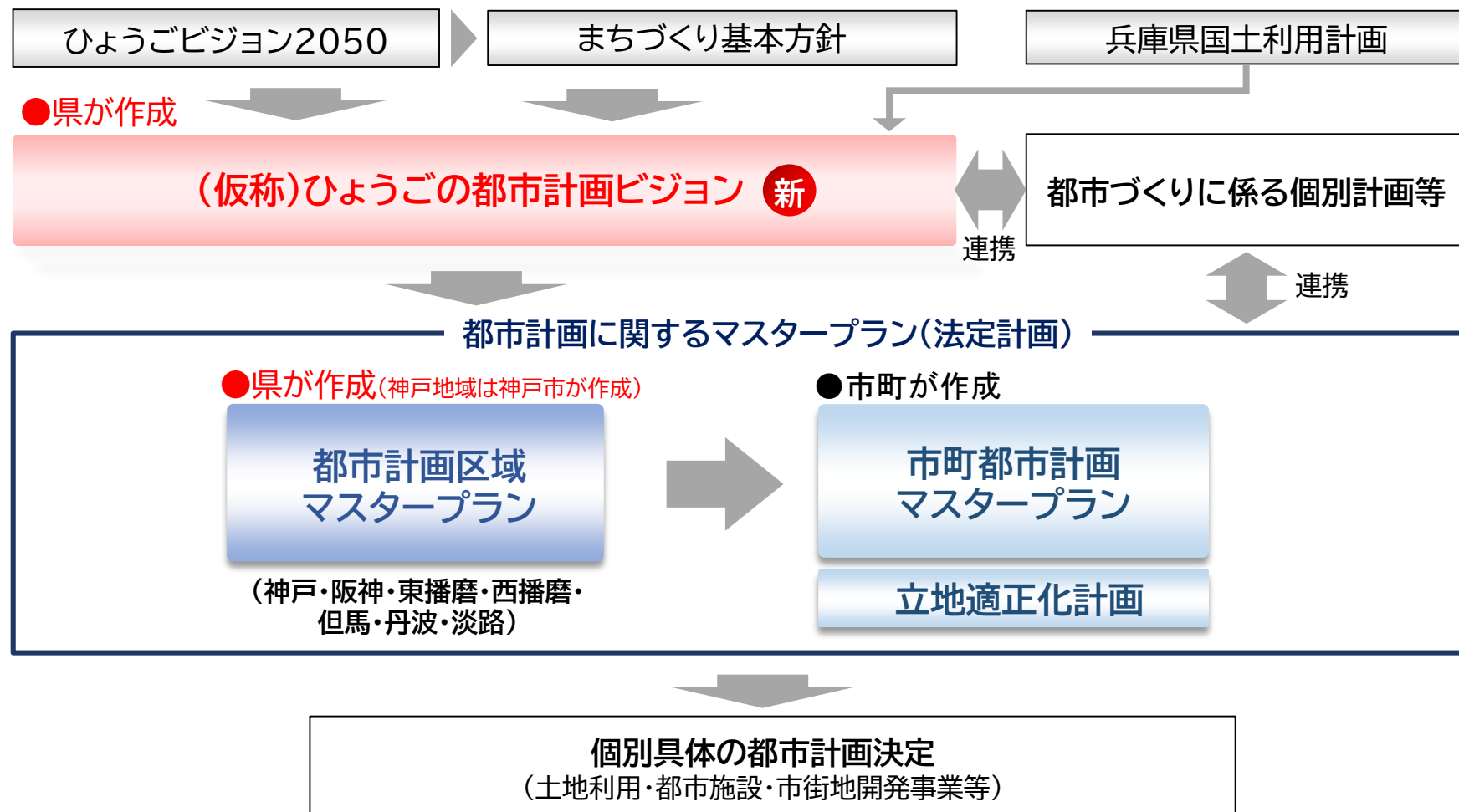
（仮称）ひょうごの都市計画ビジョン 新

- 1 役割と位置付け 2 都市計画の基本的な視点 3 都市計画に関する現状と課題 4 目指すべき都市づくりの方向性



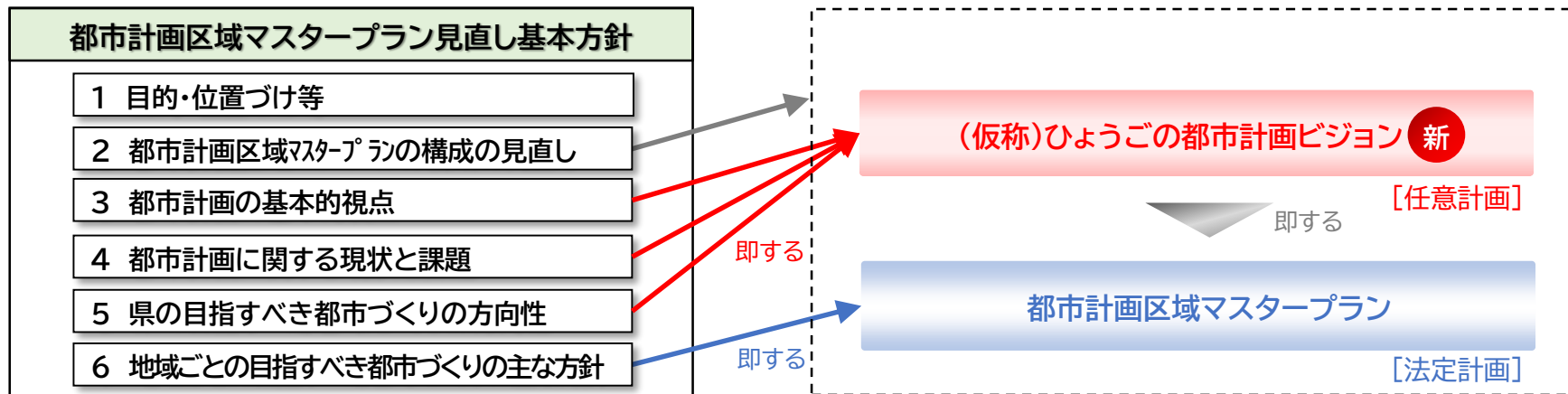
都市計画区域マスタープランの構成の見直し

- 「(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン」は、県が任意で定めた計画で法定計画ではないが、本県の上位計画で、県政の基本指針である「ひょうごビジョン2050」と県のまちづくり施策の総合的な方針である「まちづくり基本方針」に即して、広域的な視点に立ち、都市づくりの目標等を定めた方針であり、県全体の都市計画における方向性や考え方を示したビジョンとして位置づける。
- 県又は神戸市が作成する各都市計画区域マスタープランや、市町が作成する市町都市計画マスタープラン、立地適正化計画も「(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン」を即するものとする。

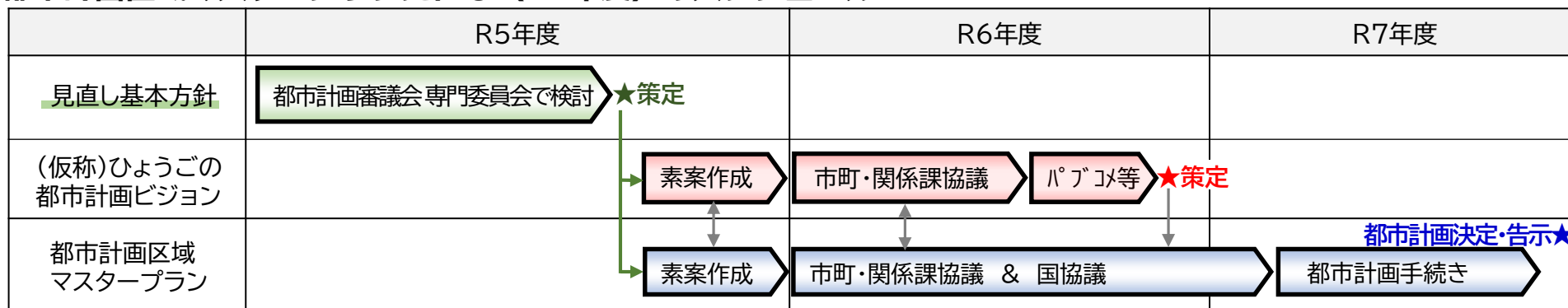


都市計画区域マスタープランの構成の見直し

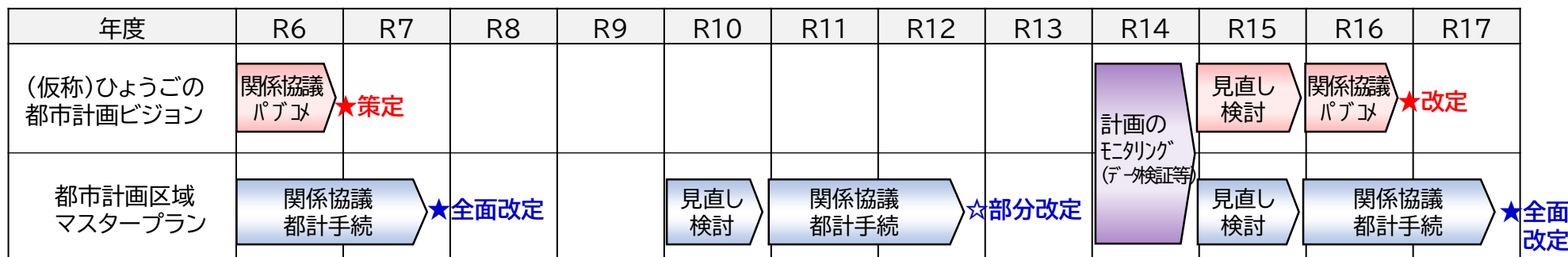
■ 都市計画区域マスタープラン見直し基本方針との関係



■ 都市計画区域マスタープラン見直し (R7年度) のスケジュール



■ 今後の見直しロードマップ (～R17)



※社会情勢の大きな変化や上位計画等の見直しがあった場合は適宜的確に見直しを実施